

各 医 療 機 関 の 長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

**2025年における医療機関ごとの具体的対応方針の今後の協議の進め方
及び手続き等について（通知）**

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、これまで、「2025年における医療機関ごとの具体的対応方針の今後の協議の進め方及び手続き等について」（令和元年7月20日付け健福第758号）（以下、「令和元年通知」という。）等に基づき、一般・療養病床を有する医療機関を対象に、「2025年を見据えた構想区域(二次保健医療圏)において担うべき医療機関としての役割」及び「2025年に持つべき医療機能ごとの病床数」を含む個別の医療機関ごとの具体的対応方針（以下「具体的対応方針」という。）について、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）への提出・協議をいただいていたところです。

しかしながら、2025年まで残り2年となる中で、令和4年度に病床配分が実施された医療機関を含め、今後、病床の整備等を行う医療機関については、医療機能ごとの病床数等に関して、その変更等が2025年以降である場合も想定されます。

つきましては、具体的対応方針に変更等が生じた場合や新規策定の場合等の対応方法及び今年度以降の協議の進め方を下記のとおり整理しましたので、御了知いただくとともに、該当する変更等が生じた場合は、医療法第30条の5の規定に基づき情報提供をお願いします。

なお、令和元年通知については、本通知の施行をもって廃止することを申し添えます。

記

1 協議の進め方について

具体的対応方針については、引き続き一覧表で管理することとし、順次更新を行うとともに、調整会議で共有し、地域の状況等について確認を行っていくこととします。

また、機能変更等を伴う病棟等の施設整備計画についても、整備内容等について調整会議において共有を進めていくこととします。

なお、2025年以降に施設整備が計画されている医療機関や令和4年度に病床配分が実施された医療機関等、2025年以降の医療機能ごとの病床数等について変更等が生じる場合についても、その内容について調整会議において協議を行うこととします。

2 手続きについて

(1) 具体的対応方針を変更したとき（2025年以降の医療機能ごとの病床数等について変更等が生じる場合も含む）

ア 提出書類

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（別紙様式1）

イ 提出時期

随時（変更決定後、速やかにお願ひします）

ウ 調整会議での説明等

- ・ 調整会議では、変更内容を反映した一覧表のほか、御提出いただいた変更報告書（別紙様式1）の写しを公表します。
- ・ 調整会議での説明は事務局からまとめて行いますが、変更内容に対する個別の質疑や意見が出る可能性があるため、会議への参加をお願いします（委員以外の医療機関はオブザーバーとしての参加となりますが、必要に応じて事務局から対応をお願いすることがあります）。

(2) 医療機関の開設者を変更したとき

ア 機能変更を伴う場合

上記2（1）と同様の手続きをお願いします。

イ 機能変更を伴わない場合

特に手続きの必要はありません（事務局において一覧表の法人名等の変更のみ行います）。

3 病棟等の施設整備を行う場合の手続きについて

(1) 対象となる整備

病床数や病床機能の変更を伴う病棟等の新築（建替）・増改築・内部改修等

(2) 提出書類

- ・ 病院・有床診療所に係る整備計画書（別紙様式2）
- ・ その他参考となる資料（該当がある場合のみ）

(3) 提出時期

- ・ 供用開始までに調整会議での共有が出来るように提出をお願いします。
- ・ 調整会議の開催時期は不定期であるため、具体的な提出期限については、事前に御相談ください。

(4) 調整会議での説明等

ア 公立病院

- ・ 調整会議では、御提出いただいた書類の写しを公表します。
- ・ 調整会議に参加の上、整備計画内容の説明及び整備内容に対する質疑や意見が出た場合の対応をお願いします。

イ 公立病院以外

- ・ 調整会議では、御提出いただいた書類の写しを公表します。
- ・ 調整会議での説明は事務局からまとめて行いますが、整備内容に対する個別の質疑や意見が出る可能性があるため、会議への参加をお願いします（委員以外の医療機関はオブザーバーとしての参加となりますが、必要に応じて事務局から対応をお願いすることがあります）。

4 財政支援との関係について

(1) 特別交付税措置について

ア 対象医療機関

- ・ 病院事業債を起債して新築（建替）・増改築を行う公立病院

イ 財政支援との関係

- ・ 基本設計に着手する前年度の11月末までに総務省へ計画の提出が必要になり、地域医療構想との整合性を県が確認し、意見を付すこととなっています。
- ・ 県が意見を付すに当たっては、整備計画の内容のほか、上記3の手続き（調整会議での協議状況）により整合性等を判断します。

（2）特別償却制度について

ア 対象医療機関

- ・ 青色申告書を提出する法人・個人

イ 財政支援との関係

- ・ 「既存建物等を建替える場合」又は「既存建物等を増築・改築・修繕又は模様替する場合」で、調整会議の協議結果に基づき、いずれかの機能の病床を増やす場合（機能転換を含む）に制度の対象になります。
- ・ 制度の利用に当たっては、調整会議での確認が必要になることから、上記3の手続きにより調整会議での確認とします。
- ・ 青色申告書提出時に必要な県の確認書の交付に関するお問合せは以下にお願いします。

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班 043-223-3884

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/tetsuzuki/download.html>

（3）地域医療介護総合確保基金事業について

ア 対象医療機関

各種補助事業の対象医療機関

イ 財政支援との関係

調整会議において具体的な整備計画を確認済となった事業を優先して、国が基金配分額の調整を行うこととしており、上記3の手続きにより調整会議での確認とします。

ウ 補助事業の内容及び申請方法等については、各事業の担当課に御確認ください。

5 提出先及び留意事項等について

現時点における各医療機関の具体的対応方針及び別紙様式の電子データについては、ホームページに公表していますので、必要に応じて御確認ください。

また、各種提出書類については、原則電子メールにて御提出をお願いします（電子メールでの提出が困難な場合は郵送も可とします）。

【ホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryokousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

【提出先】

電子メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

郵送：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

【問合せ先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

TEL 043-223-2457 (直通)

E-mail chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp (組織)